

漁業の免許内容等の事前決定

平成25年5月31日

目 次

1. 鹿児島海区		
(1) 共同漁業	1
(2) 区画漁業		
ア 魚類養殖業	46
イ のり養殖業	67
ウ わかめ養殖業	86
エ ひじき養殖業	93
オ 真珠母貝養殖業	99
カ ひおうぎがい養殖業	101
キ あわび養殖業	104
ク かき養殖業	107
ケ 真珠養殖業	109
コ くるまえび養殖業	110
(3) 定置漁業	111
2. 熊毛海区		
(1) 共同漁業	117
(2) 区画漁業		
ア 魚類養殖業	124
イ とこぶし養殖業(第1種)	125
ウ とこぶし養殖業(第3種)	126
3. 奄美大島海区		
(1) 共同漁業	127
(2) 区画漁業		
ア 魚類養殖業	132
イ のり養殖業	139
ウ もずく養殖業	140
エ 真珠母貝養殖業	146
オ 真珠養殖業	150
カ くるまえび養殖業	157
4. 内水面		
(1) 共同漁業	159
(2) 区画漁業		
ア 魚類養殖業	167

1. 鹿 児 島 海 区

(1) 共 同 漁 業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿 共 第 1 号	第 1 種 共同漁業	あおのり漁業 ふのり漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 かき漁業 あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " " "	出水郡長 島町(旧 東町)地 先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コ, 点サ, 点シ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 片側港 次の点A, 点B及び点Cを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A 防波堤(西)北端 点B 防波堤(東)西端 点C 点Bから真方位50度の線と対岸との交点</p> <p>2 宮之浦港 内防波堤(西)東端と内防波堤(東)西端を結ぶ線以内の区域</p> <p>3 瀬戸港 (1) 次の点A, 点B及び点Cを順次に結ぶ直線と陸岸によって囲まれた区域 点A 護岸兼物揚場東端 点B 点Aから真方位151度, 90メートルの点 点C 点Bから真方位253度の線と対岸との交点 (2) 次の点D, 点Eを結ぶ直線と陸岸によって囲まれた区域 点D 防波堤(東)西端 点E 点Dから真方位311度の線と対岸との交点</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 05' 55" E 130° 09' 03" (旧東町と旧長島町との南側境界の基点標石) 基点2 N 32° 12' 19" E 130° 08' 53" (旧東町と旧長島町との北側境界の基点標石) 点ア N 32° 05' 07" E 130° 07' 34" 点イ N 32° 04' 25" E 130° 09' 29" 点ウ N 32° 05' 28" E 130° 10' 10" 点エ N 32° 06' 23" E 130° 10' 28" 点オ N 32° 07' 08" E 130° 11' 04" 点カ N 32° 09' 16" E 130° 13' 16" 点キ N 32° 12' 09" E 130° 13' 36" 点ク N 32° 12' 20" E 130° 14' 33" 点ケ N 32° 16' 23" E 130° 18' 06" 点コ N 32° 17' 54" E 130° 17' 28" 点サ N 32° 19' 31" E 130° 14' 17" 点シ N 32° 14' 00" E 130° 07' 29"</p>	な し	出水郡長 島町の旧 東町の区 域
	第 2 種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 えび建網漁業 かれい建網 漁業 きびなご建網 漁業 いか雑魚追込 網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "				
鹿 共 第 2 号	第 1 種 共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 まつのり漁業 とさかのり 漁業 みりん漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 ぎんたかはま 漁業 まがきがい 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " "	出水郡長 島町(旧 長島町) 地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>指江港 次の点A, 点B, 点C及び点Dを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 基点 防波堤(南)燈台 点A 基点から真方位158度の線と対岸との交点 点B 防波堤南端 点C 防波堤北西端 点D 防波堤(北)西端</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 05' 55" E 130° 09' 03" (旧東町と旧長島町との南側境界の基点標石)</p>	な し	出水郡長 島町の旧 長島町の 区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " "		基点2 N 32° 12' 19" E 130° 08' 53" (旧東町と旧長島町との北側境界の基点標石) 点ア N 32° 05' 07" E 130° 07' 34" 点イ N 32° 07' 25" E 130° 05' 25" 点ウ N 32° 10' 47" E 130° 05' 05" 点エ N 32° 12' 54" E 130° 05' 58" 点オ N 32° 14' 00" E 130° 07' 29"		
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 いか追込網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " 4月1日～6月30日 1月1日～12月31日 "				
鹿共第3号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 みりん漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 とりがい漁業 あわび漁業 ばい漁業 しゃこ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " "	出水市地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点8を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(基点2と基点3を結ぶ線から下流の広瀬川及び基点4と基点5及び基点6と基点7をそれぞれ結ぶ線から下流の高尾野川及び野田川の区域を含む)。ただし、次の区域を除く。 米之津港 次の点A, 点Bを直線で結び、点B, 点Cを半径35メートルの4分の1円で結び、点C, 点D, 点E, 点Fを順次に直線で結び、点F, 点Gを半径25メートルの4分の1円で結び、点G, 点H, 点Iを順次に直線で結び、点I, 点Jを半径25メートルの4分の1円で結び、点J, 点K, 点Lを直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。 点A N 32° 08' 03" E 130° 20' 36" 点B N 32° 08' 05" E 130° 20' 36" 点C N 32° 08' 06" E 130° 20' 35" 点D N 32° 08' 07" E 130° 20' 19" 点E N 32° 08' 06" E 130° 20' 18" 点F N 32° 08' 07" E 130° 20' 13" 点G N 32° 08' 06" E 130° 20' 11" 点H N 32° 08' 01" E 130° 20' 11" 点I N 32° 07' 57" E 130° 20' 08" 点J N 32° 07' 56" E 130° 20' 08" 点K N 32° 07' 57" E 130° 20' 18" 点L N 32° 07' 55" E 130° 20' 21"	米之津川, 野田川及び高尾野川の区域では、さく河魚類のさく上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	出水市
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 えび建網漁業 がざみ建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 3月1日～12月31日 1月1日～12月31日 3月1日～12月31日 1月1日～12月31日 " "		基点及び点の位置 基点1 N 32° 10' 05" E 130° 21' 39" (出水市境川河口中央基点標石) 基点2 N 32° 06' 57.5" E 130° 20' 17.8" (米之津川の米之津橋右岸下流側橋脚) 基点3 N 32° 06' 56.1" E 130° 20' 13.9" (米之津川の米之津橋左岸下流側橋脚) 基点4 N 32° 05' 35.8" E 130° 16' 41.8" (高尾野川の松本橋右岸上流側橋脚) 基点5 N 32° 05' 35.4" E 130° 16' 39.2" (高尾野川の松本橋左岸上流側橋脚) 基点6 N 32° 05' 31.9" E 130° 16' 26.6" (野田川の荒崎橋右岸上流側橋脚) 基点7 N 32° 05' 31.1" E 130° 16' 28.9" (野田川の荒崎橋左岸上流側橋脚) 基点8 N 32° 07' 41" E 130° 13' 59" (阿久根市と出水市との境界の基点標石) 点ア N 32° 12' 00" E 130° 19' 24"		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					点イ N 32° 12' 9" E 130° 13' 36" 点ウ N 32° 9' 16" E 130° 13' 16"		
鹿共第4号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 ばい漁業 さざえ漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " " "	阿久根市脇本地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 黒之浜港 外防波堤北端と護岸(防波)上南端を結ぶ線, 防波堤(南)東端と同東端から真方位78度の線と陸岸との交点によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 32° 04' 06" E 130° 12' 19" (旧阿久根町と旧三笠村との境界) 基点2 N 32° 07' 41" E 130° 13' 59" (阿久根市と出水市との境界の基点標石) 点ア N 32° 03' 08" E 130° 08' 33" 点イ N 32° 04' 25" E 130° 09' 29" 点ウ N 32° 05' 28" E 130° 10' 10" 点エ N 32° 06' 23" E 130° 10' 28" 点オ N 32° 07' 08" E 130° 11' 04" 点カ N 32° 09' 16" E 130° 13' 16"	なし	阿久根市脇本
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
鹿共第5号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " "	阿久根市阿久根地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(点ウと点エを結んだ線の折口川下流, 点オと点カを結んだ線の高松川下流の区域を含む)によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 32° 04' 06" E 130° 12' 19" (旧阿久根町と旧三笠村との境界) 基点2 N 32° 00' 28" E 130° 10' 51" (阿久根市西目, 波留境界から南へ55メートルの小流川河口) 点ア N 32° 03' 08" E 130° 08' 33" 点イ N 32° 00' 21" E 130° 09' 39" 点ウ N 32° 03' 41.5" E 130° 12' 39.4" (折口橋の右岸下流側) 点エ N 32° 03' 40.0" E 130° 12' 39.9" (折口橋の左岸下流側) 点オ N 32° 01' 04.4" E 130° 11' 37.7" (港橋の右岸下流側) 点カ N 32° 01' 02.8" E 130° 11' 37.4" (港橋の左岸下流側)	なし	阿久根市(阿久根市脇本・同市西目を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第6号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業	1月1日～12月31日 " " "	阿久根市西目地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 32° 00' 28" E 130° 10' 51"	なし	阿久根市西目

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		みりん漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		(阿久根市西目、波留境界から南へ55メートルの小流川河口) 基点2 N 31° 58' 39" E 130° 12' 07" (阿久根市牛之浜小島基点標石) 点ア N 32° 00' 21" E 130° 09' 39" 点イ N 31° 59' 20" E 130° 10' 00" 点ウ N 31° 58' 29" E 130° 10' 27"		
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 〃 〃				
鹿共第7号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 みりん漁業 ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	阿久根市牛之浜地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 58' 39" E 130° 12' 07" (阿久根市牛之浜小島基点標石) 基点2 N 31° 55' 40" E 130° 13' 12" (阿久根市と薩摩川内市との境界の基点標石) 点ア N 31° 58' 29" E 130° 10' 27" 点イ N 31° 55' 32" E 130° 11' 56"	なし	阿久根市(阿久根市脇本・同市西目を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 〃 〃 〃				
鹿共第8号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日	薩摩川内市西方沖合	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 57' 26" E 130° 08' 47" 点イ N 31° 57' 29" E 130° 10' 08" 点ウ N 31° 55' 29" E 130° 09' 36" 点エ N 31° 55' 05" E 130° 07' 27"	なし	阿久根市(阿久根市脇本を除く)・薩摩川内市の旧川内市の区域
鹿共第9号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 つきひがい漁業	1月1日～12月31日 〃 〃 〃 〃	薩摩川内市(旧川内市)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 基点3を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 基点2と点オを結ぶ線から上流の川内川の区域 2 川内港	なし	薩摩川内市の旧川内市の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
		ばい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 ぎんたかはま漁業 まがきがい漁業 からすがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " "		<p>次の点a, 点b, 点c, 点d, 点e, 点f, 点g, 点h, 点i, 点j, 点k, 点l, 点m, 点n, 点o, 点p, 点q及び点rを順次に直線で結ぶ線及び点rから導流堤基部までの線並びに陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>点a N 31° 52' 03" E 130° 12' 07" 点b N 31° 52' 15" E 130° 11' 42" 点c N 31° 52' 22" E 130° 11' 43" 点d N 31° 52' 24" E 130° 11' 29" 点e N 31° 52' 15" E 130° 11' 28" 点f N 31° 52' 01" E 130° 11' 22" 点g N 31° 52' 00" E 130° 11' 25" 点h N 31° 51' 34" E 130° 11' 14" 点i N 31° 51' 37" E 130° 11' 06" 点j N 31° 51' 38" E 130° 11' 05" 点k N 31° 51' 28" E 130° 10' 39" 点l N 31° 51' 25" E 130° 10' 41" 点m N 31° 51' 21" E 130° 10' 51" 点n N 31° 51' 19" E 130° 10' 50" 点o N 31° 51' 15" E 130° 11' 04" 点p N 31° 51' 13" E 130° 11' 02" 点q N 31° 51' 08" E 130° 11' 09" 点r N 31° 51' 13" E 130° 11' 15"</p> <p>3 西方港 南防波堤西端と北防波堤西端を結ぶ線以内の港内</p> <p>4 原子力発電所港 点a, 点b, 点c, 点d, 点e, 点f及び点gを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点a N 31° 50' 21" E 130° 11' 23" 点b N 31° 50' 24" E 130° 11' 13" 点c N 31° 50' 19" E 130° 10' 51" 点d N 31° 50' 06" E 130° 10' 34" 点e N 31° 49' 50" E 130° 10' 49" 点f N 31° 49' 47" E 130° 11' 04" 点g N 31° 49' 42" E 130° 11' 09"</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 55' 40" E 130° 13' 12" (薩摩川内市と阿久根市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 51' 01" E 130° 11' 53" (川内港の導流堤) 基点3 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部) 点ア N 31° 55' 32" E 130° 11' 56" 点イ N 31° 53' 03" E 130° 10' 22" 点ウ N 31° 49' 27" E 130° 08' 30" 点エ N 31° 46' 36" E 130° 08' 21" 点オ N 31° 50' 38" E 130° 11' 43"</p>		
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第10号	第1種共同漁業	はまぐり漁業 おきあさり漁業 しじみ漁業	1月1日～12月31日 " "	川内川の河口	<p>基点1と点アを結ぶ線, 基点2と点イを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 51' 01" E 130° 11' 53" (川内港の導流堤) 基点2 N 31° 49' 47.0" E 130° 13' 30.9" (薩摩川内市高江と久見崎の大字境界の基点標石) 点ア N 31° 50' 38" E 130° 11' 43" 点イ N 31° 50' 07.2" E 130° 13' 29.9"</p>	さく河魚類のさく上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	薩摩川内市の旧川内市の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区	
鹿共第11号	第1種共同漁業	ふのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 たかせがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "	薩摩川内市里町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 里港の次の区域を除く。 1 旧東港 防波堤(東)南端と西側防波堤東端を結ぶ線以内の港内 2 船だまり 東側防波堤西端と西側防波堤東端を結ぶ線以内の港内 3 西港 防波堤(南)西端と防波堤(西)南端を結ぶ線以内の港内	なし	薩摩川内市里町	
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 きびなご建網漁業 いかかかり網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "					基点及び基点の位置 基点1 N 31° 48' 42" E 129° 53' 29" (上甕町と里町の南側境界の基点標石) 基点2 N 31° 51' 33" E 129° 52' 47" (上甕村と里町の北側境界の基点標石) 点ア N 31° 48' 11" E 129° 53' 40" 点イ N 31° 48' 15" E 129° 55' 26" 点ウ N 31° 50' 18" E 129° 56' 29" 点エ N 31° 52' 12" E 130° 00' 27" 点オ N 31° 53' 14" E 130° 00' 19" 点カ N 31° 52' 39" E 129° 54' 10" 点キ N 31° 52' 00" E 129° 53' 08"
	第3種共同漁業	たい, かます船びき網漁業	1月1日～12月31日					
鹿共第12号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 いわのり漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	薩摩川内市上甕町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点3, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 48' 42" E 129° 53' 29" (上甕町と里町の南側境界の基点標石) 基点2 N 31° 51' 33" E 129° 52' 47" (上甕町と里町の北側境界の基点標石) 基点3 N 31° 47' 24" E 129° 48' 28" (沖ノ瀬上) 点ア N 31° 48' 11" E 129° 53' 40" 点イ N 31° 45' 50" E 129° 50' 01" 点ウ N 31° 46' 12" E 129° 48' 43" 点エ N 31° 47' 52" E 129° 47' 23" 点オ N 31° 49' 40" E 129° 49' 26" 点カ N 31° 51' 34" E 129° 48' 04" 点キ N 31° 53' 29" E 129° 50' 08" 点ク N 31° 53' 16" E 129° 51' 40" 点ケ N 31° 52' 00" E 129° 53' 08"	なし	薩摩川内市上甕町	
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 めじな建干網漁業 雑魚狩刺網漁業 いかかかり網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚追込網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "					
鹿共第13号	第1種共同漁業	ふのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業	1月1日～12月31日 " "	薩摩川内市鹿島町地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点3, 点ウ, 点エ, 基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 43' 47" E 129° 46' 34"	なし	薩摩川内市鹿島町	

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		きりんさい漁業 たかせがい漁業 あなご漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 くまのこがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	" " " " " " " " "		(下甌町と鹿島町の東側境界の基点標石) 基点2 N 31° 44' 13" E 129° 44' 37" (鹿島町と下甌町の西側境界の基点標石) 基点3 N 31° 47' 24" E 129° 48' 28" (沖ノ瀬) 点ア N 31° 43' 34" E 129° 47' 09" 点イ N 31° 45' 56" E 129° 48' 47" 点ウ N 31° 48' 04" E 129° 46' 54" 点エ N 31° 45' 07" E 129° 44' 05"		
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 ぶり建網漁業 めじな建干網漁業 きびなご狩刺網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚追込網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "				
	第3種共同漁業	かます船びき網漁業	6月1日～10月31日				
鹿共第14号	第1種共同漁業	ふのり漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 とさかのり漁業 はまぐり漁業 たかせがい漁業 あなご漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 くまのこがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " "	薩摩川内市下甌町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コ, 点サ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 長浜港 次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F及び点Gを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。 点A 東側防波堤基部 点B 点Aから真方位18度, 180メートルの点 点C 点Bから真方位288度の線と防波堤との交点 点D 防波堤の北東端 点E 防波堤(東)の南端 点F 防波堤(東)の北東端 点G 防波堤(北)の護岸基部	なし	薩摩川内市下甌町
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ぶり建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚狩刺網漁業 雑魚追込網漁業 かます追込網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "		基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 47" E 129° 46' 34" (旧下甌村と旧鹿島村の東側境界の基点標石) 基点2 N 31° 44' 13" E 129° 44' 37" (旧鹿島村と旧下甌村の西側境界の基点標石) 点ア N 31° 43' 34" E 129° 47' 09" 点イ N 31° 41' 15" E 129° 45' 15" 点ウ N 31° 39' 17" E 129° 44' 49" 点エ N 31° 36' 29" E 129° 42' 57" 点オ N 31° 36' 42" E 129° 40' 28"		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	" " "		点力 N 31° 37' 59" E 129° 39' 16" 点キ N 31° 39' 28" E 129° 38' 34" 点ク N 31° 40' 04" E 129° 39' 30" 点ケ N 31° 41' 31" E 129° 40' 02" 点コ N 31° 44' 00" E 129° 42' 13" 点サ N 31° 45' 07" E 129° 44' 05"		
	第 3 種共同漁業	きびなご雑魚 地びき網漁業 たい地こぎ網漁業	1月1日～ 12月31日 "				
鹿共第15号	第 1 種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たかせがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " "	いちき串木野市羽島及び薩摩川内市土川地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部) 基点2 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島の境界の基点標石) 点ア N 31° 46' 36" E 130° 08' 21" 点イ N 31° 42' 49" E 130° 11' 28"	なし	いちき串木野市羽島
	第 2 種共同漁業	磯建網漁業 雑魚建網漁業 いか建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "				
鹿共第16号	第 1 種共同漁業	ばい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	いちき串木野市本浦地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 串木野新港 次の点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コ, 点サ, 点シ, 点ス, 点セ, 点ソ, 点タ, 点チ, 点ツ, 点テ, 点ト, 点ナ及び点ニを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。	なし	いちき串木野市本浦
	第 2 種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業	8月1日～ 翌年 4月30日 1月1日～ 12月31日 "		点ウ N 31° 43' 18" E 130° 15' 37" 点エ N 31° 43' 10" E 130° 15' 12" 点オ N 31° 43' 06" E 130° 15' 00" 点カ N 31° 43' 08" E 130° 14' 59" 点キ N 31° 43' 07" E 130° 14' 58" 点ク N 31° 43' 05" E 130° 14' 52" 点ケ N 31° 43' 03" E 130° 14' 52" 点コ N 31° 43' 02" E 130° 14' 50" 点サ N 31° 43' 10" E 130° 14' 50" 点シ N 31° 43' 31" E 130° 14' 36" 点ス N 31° 43' 35" E 130° 14' 27" 点セ N 31° 43' 38" E 130° 14' 22" 点ソ N 31° 43' 39" E 130° 14' 17" 点タ N 31° 43' 39" E 130° 14' 16"		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
					点チ N 31° 43' 40" E 130° 14' 09" 点ツ N 31° 43' 41" E 130° 14' 09" 点テ N 31° 43' 42" E 130° 14' 08" 点ト N 31° 43' 50" E 130° 14' 11" 点ナ N 31° 43' 57" E 130° 14' 01" 点ニ N 31° 44' 10" E 130° 14' 06" 2 石油備蓄基地 次の点ヌを中心とする半径810メートルの円で囲まれた区域及び点ネ、点ノ、点ハ及び点ヒを順次に結ぶ線によって囲まれた区域。 ただし、串木野新港の区域を除く。 点ヌ N 31° 43' 12" E 130° 13' 41" 点ネ N 31° 43' 24" E 130° 14' 08" 点ノ N 31° 43' 50" E 130° 14' 56" 点ハ N 31° 43' 52" E 130° 14' 55" 点ヒ N 31° 43' 27" E 130° 14' 06" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42' 29" E 130° 15' 52" (いちき串木野市小瀬と島平との境界の基点標石) 点ア N 31° 42' 49" E 130° 11' 28" 点イ N 31° 40' 57" E 130° 13' 39"		
鹿共第17号	第1種共同漁業	ばい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	いちき串木野市島平地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 八房川 点エ、点オを結んだ線から上流の区域 点エ N 31° 41' 55.7" E 130° 17' 17.2" (八房橋右岸上流側) 点オ N 31° 41' 53.7" E 130° 17' 17.3" (八房橋左岸上流側) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 29" E 130° 15' 52" (いちき串木野市小瀬と島平との境界の基点標石) 基点2 N 31° 41' 52" E 130° 17' 18" (旧串木野市と旧市来町との境界の基点標石) 点ア N 31° 40' 57" E 130° 13' 39" 点イ N 31° 39' 58" E 130° 14' 36" 点ウ N 31° 41' 40" E 130° 17' 03"	なし	いちき串木野市島平
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 かます寄網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第18号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	いちき串木野市(旧市来町)地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 大里川 点エ、点オを結んだ線から上流の区域 点エ N 31° 41' 29.7" E 130° 17' 23.4" (日之出橋右岸下流側) 点オ N 31° 41' 27.6" E 130° 17' 19.6" (日之出橋左岸下流側) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 41' 52" E 130° 17' 18" (旧市来町と旧串木野市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 39' 31" E 130° 18' 58" (いちき串木野市と日置市との境界の基点標石)	なし	いちき串木野市の旧市来町の区域
	第2種共同漁業	たい雑魚建網漁業 いか、こち建網漁業	1月1日～ 12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
		ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業	" "		点ア N 31° 41' 40" E 130° 17' 03" 点イ N 31° 39' 58" E 130° 14' 36" 点ウ N 31° 38' 14" E 130° 16' 11"		
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第19号	第1種共同漁業	つきひがい漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	日置市 (旧東市 来町・旧 日吉町) 地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(基点3と基点4を結ぶ線から下流の神之川の区域及び基点5と基点6を結ぶ線から下流の江口川の区域を含む。)によって囲まれた区域。</p> <p>基点及びびんの位置 基点1 N 31° 39' 31" E 130° 18' 58" (日置市といちき串木野との境界の基点標石) 基点2 N 31° 33' 19" E 130° 19' 59" (旧日吉町と旧吹上町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 37' 21.4" E 130° 19' 59.6" (神之川橋右岸下流側) 基点4 N 31° 37' 19.2" E 130° 20' 00.7" (神之川橋左岸下流側) 基点5 N 31° 39' 10.3" E 130° 19' 23.8" (江口橋右岸下流側) 基点6 N 31° 39' 08.8" E 130° 19' 24.7" (江口橋左岸下流側) 点ア N 31° 38' 14" E 130° 16' 11" 点イ N 31° 36' 33" E 130° 16' 48" 点ウ N 31° 33' 16" E 130° 16' 49"</p>	なし	日置市の旧東市来町・旧日吉町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第20号	第1種共同漁業	つきひがい漁業 ばかがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	日置市 (旧吹上町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及びびんの位置 基点1 N 31° 33' 19" E 130° 19' 59" (旧吹上町と旧日吉町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 29' 27" E 130° 18' 50" (日置市と南さつま市との境界の基点標石) 点ア N 31° 33' 16" E 130° 16' 49" 点イ N 31° 29' 37" E 130° 15' 41"</p>	なし	日置市の旧吹上町の区域
	第2種共同漁業	あじ底刺網漁業 ひらめ雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業 たい地こぎ網漁業	1月1日～ 12月31日 11月1日～翌年 5月31日				
鹿共第21号	第1種共同漁業	ばかがい漁業 つきひがい漁業 ばい漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	南さつま市(旧加世田市及び旧金峰町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(基点3と点ウを結んだ直線から下流の万之瀬川の区域を含む。)</p> <p>基点及びびんの位置 基点1 N 31° 29' 27" E 130° 18' 50" (日置市と南さつま市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 24' 38" E 130° 14' 08" (旧加世田市と旧大浦町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 26' 26" E 130° 17' 58" (万之瀬川下流左岸南さつま市加世田益山堂美木鼻基点標石)</p>	なし	南さつま市の旧加世田市・旧金峰町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日		点ア N 31° 29' 37" E 130° 15' 41" 点イ N 31° 27' 06" E 130° 12' 51" 点ウ N 31° 26' 48" E 130° 17' 55"		
鹿共第22号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 みくりがい漁業 たかせがい漁業 まがきがい漁業 くぼがい漁業 あわび漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " "	南さつま市笠沙町片浦(野間池、黒瀬を除く)及び大浦町地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 24' 38" E 130° 14' 08" (旧加世田市と旧大浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 26' 16" E 130° 09' 27" (旧笠沙町片浦と旧笠沙町野間池との大字の境界線と最大高潮時海岸線との交点(野間池谷山大崩下)) 点ア N 31° 27' 06" E 130° 12' 51" 点イ N 31° 26' 48" E 130° 09' 22"	なし	南さつま市笠沙町(野間池を除く) ・大浦町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第23号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 たかせがい漁業 くぼがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	南さつま市笠沙町野間池地先	基点1、点ア、点イ及び点ウを順次に直線で結んだ線、点ウから点エまでの最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線、点エ、基点2及び点オを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 26' 16" E 130° 09' 27" (旧笠沙町片浦と旧笠沙町野間池との大字の境界線と最大高潮時海岸線との交点(野間池谷山大崩下)) 基点2 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (旧笠沙町野間池大黒瀬) 点ア N 31° 26' 48" E 130° 09' 22" 点イ N 31° 26' 18" E 130° 07' 14" 点ウ N 31° 25' 44" E 130° 06' 13" 点エ N 31° 22' 46" E 130° 08' 34" 点オ N 31° 23' 06" E 130° 09' 10"	なし	南さつま市笠沙町野間池
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
	第3種共同漁業	いさき・かます寄網漁業 ぼらまわし網漁業	1月1日～12月31日 "				
鹿共第24号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 たかせがい漁業 まがきがい漁業 くぼがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	南さつま市笠沙町黒瀬地先	基点1と点アを結んだ線、基点2と点イを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合200メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (旧笠沙町大黒瀬) 基点2 N 31° 22' 00" E 130° 11' 26" (旧笠沙町黒瀬と旧坊津町秋目との境界の基点標石) 点ア N 31° 23' 06" E 130° 09' 10" 点イ N 31° 21' 43" E 130° 11' 05"	なし	南さつま市笠沙町(野間池を除く) ・大浦町
鹿共第25号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日	南さつま市笠沙町	点ア、基点1、点イを順次に直線で結んだ線、基点2、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線及び最大	なし	南さつま市笠沙町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
		小型定置網漁業	"	黒瀬地先	高潮時海岸線並びにその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 23' 03" E 130° 09' 06" (南さつま市笠沙町大黒瀬) 基点2 N 31° 22' 03" E 130° 10' 25" (南さつま市笠沙町黒瀬立神の小立神) 点ア N 31° 23' 06" E 130° 09' 10" 点イ N 31° 22' 46" E 130° 08' 34" 点ウ N 31° 21' 43" E 130° 11' 05" 点エ N 31° 22' 03" E 130° 09' 29"		(野間池を除く) ・大浦町
鹿共第26号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 くぼがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	南さつま市坊津町秋目及び沖秋目島地先	基点1と点アを結んだ線、基点2と点イを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合200メートルの線によって囲まれた区域並びに沖秋目島の最大高潮時海岸線とその沖合200メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 22' 00" E 1130° 11' 26" (旧坊津町秋目と旧笠沙町黒瀬との境界の基点標石) 基点2 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (旧坊津町久志と旧大浦町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 56" E 130° 11' 20" 点イ N 31° 20' 39" E 130° 12' 30"	なし	南さつま市坊津町秋目
鹿共第27号	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "	南さつま市坊津町秋目及び沖秋目島地先	基点1、点ア、点イを順次に直線で結んだ線、基点2と点ウを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合1,000メートルの線並びに沖秋目島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 22' 03" E 130° 10' 25" (南さつま市笠沙町黒瀬立神の小立神) 基点2 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (南さつま市坊津町久志と同市大浦町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 57" E 130° 10' 18" 点イ N 31° 22' 03" E 130° 09' 29" 点ウ N 31° 20' 35" E 130° 12' 00"		南さつま市坊津町秋目
鹿共第28号	第1種共同漁業	あおのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " "	南さつま市坊津町久志地先	基点1と点アを直線で結んだ線、基点2、点イ、点ウ及び点エを順次に直線で結んだ線、最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 20' 40" E 130° 12' 37" (南さつま市坊津町久志と同市大浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 17' 10" E 130° 12' 56" (南さつま市坊津町久志と同市坊津町泊との境界の基点標石) 点ア N 31° 20' 35" E 130° 12' 00" 点イ N 31° 16' 56" E 130° 12' 42" 点ウ N 31° 16' 55" E 130° 12' 02" 点エ N 31° 16' 38" E 130° 11' 35"	1.ピサゴ瀬から双子瀬までの区域においては坊泊漁業協同組合の入漁を拒んではない。	南さつま市坊津町久志
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 ぶり建網	1月1日～12月31日 " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		あさひがにかかり網 小型定置網 漁業	" "				
鹿共第29号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	南さつま市坊津町坊泊地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウを順次に直線で結んだ線, 基点3と点エを結んだ線及び最大高潮時海岸線並びにその沖合1,000メートルの線, 点ウ, 点エによって囲まれた区域。</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 17' 10" E 130° 12' 56" (南さつま市坊津町泊と同町久志との境界の基点標石) 基点2 N 31° 16' 57" E 130° 12' 54" (旧坊津町と枕崎市との境界の基点標石) 点ア N 31° 16' 56" E 130° 12' 42" 点イ N 31° 16' 55" E 130° 12' 02" 点ウ N 31° 16' 38" E 130° 11' 35" 点エ N 31° 14' 51" E 130° 15' 34"</p>	ビザゴ瀬から丸木浦麻島に至る区域においては南さつま漁業協同組合(久志部会)の入漁を拒んではない	南さつま市坊津町坊泊
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚狩刺網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
鹿共第30号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 くぼがい漁業 あなご漁業 たかせがい漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "	枕崎市地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 15' 22" E 130° 15' 43" (枕崎市と南さつま市坊津町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 15' 06" E 130° 22' 05" (南九州市知覧町南別府永沢川荷揚場係船柱(N31° 15' 07" E130° 22' 10")から真方位263度40分の線と対岸との交点(永沢川の河口右岸)) 点ア N 31° 14' 51" E 130° 15' 34" 点イ N 31° 14' 16" E 130° 16' 44" 点ウ N 31° 14' 57" E 130° 18' 02" 点エ N 31° 14' 30" E 130° 22' 08" 点オ N 31° 15' 02" E 130° 22' 07" 点カ N 31° 15' 07" E 130° 22' 07"</p>	なし	枕崎市
	第2種共同漁業	磯建網漁業 きびなご底刺網漁業 ぼら建まわし網漁業 かます寄網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "				
鹿共第31号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	南九州市(旧知覧町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 15' 07" E 130° 22' 10" (南九州市知覧町永沢川荷揚場係船柱) 基点2 N 31° 15' 03" E 130° 24' 35" (南九州市知覧町南別府門之浦蛭子神社前茂岩) 点ア N 31° 15' 07" E 130° 22' 10" 点イ N 31° 15' 07" E 130° 22' 07" 点ウ N 31° 14' 30" E 130° 22' 08" 点エ N 31° 14' 28" E 130° 24' 34" 点オ N 31° 15' 00" E 130° 24' 39"</p>	なし	南九州市の旧知覧町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第32号	第1種共同漁業	ひじき漁業 とさかのり漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	南九州市 (旧舘娃町)及び 指宿市 (旧開聞町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点6を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 15' 03" E 130° 24' 35" (南九州市知覧町南別府門之浦蛭子神社前茂岩) 基点2 N 31° 10' 42" E 130° 33' 20" (指宿市開聞仙田川右岸河口) 点ア N 31° 15' 00" E 130° 24' 39" 点イ N 31° 13' 55" E 130° 24' 28" 点ウ N 31° 13' 46" E 130° 27' 41" 点エ N 31° 12' 02" E 130° 29' 40" 点オ N 31° 10' 36" E 130° 30' 00" 点カ N 31° 09' 43" E 130° 30' 56" 点キ N 31° 09' 19" E 130° 31' 50" 点ク N 31° 09' 50" E 130° 32' 44" 点ケ N 31° 10' 25" E 130° 33' 37"</p>	なし	南九州市の旧舘娃町区域及び指宿市の旧開聞町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ぼら建網漁業 ひらめ建網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第33号	第1種共同漁業	たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 "	指宿市 (旧開聞町及び旧山川町)地先	<p>基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 10' 42" E 130° 33' 20" (指宿市開聞仙田川右岸河口) 基点2 N 31° 09' 58" E 130° 34' 40" (指宿市山川岡児ヶ水村石) 点ア N 31° 09' 37" E 130° 34' 23"</p>	なし	指宿市の旧開聞町の区域及び旧山川町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第34号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	指宿市 (旧山川町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 09' 58" E 130° 34' 40" (指宿市山川岡児ヶ水村石) 基点2 N 31° 12' 59" E 130° 38' 23" (旧山川町と指宿市との境界の基点標石) 点ア N 31° 09' 37" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 09' 06" E 130° 34' 59" 点ウ N 31° 08' 44" E 130° 35' 41" 点エ N 31° 10' 24" E 130° 38' 28" 点オ N 31° 12' 20" E 130° 40' 07"</p>	なし	指宿市の旧山川町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 きす建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "				
	第3種共同漁業	たい地こぎ網漁業 いかすびき網漁業 雑魚地びき網漁業	4月1日～ 9月30日 " 1月1日～ 12月31日				
鹿共第35号	第1種共同漁業	ひじき漁業 ばい漁業 うに漁業	1月1日～ 12月31日 " "	指宿市 (旧指宿市南部)	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、指宿港の次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E及び点Fを順次に結ぶ線以内の港内の区域を除く。</p>	なし	指宿市 (旧今和泉村, 旧山川町)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		たこ漁業 いせえび漁業	〃 〃		点A N 31° 14' 19" E 130° 39' 28" 点B N 31° 14' 16" E 130° 39' 30" 点C N 31° 14' 19" E 130° 39' 51" 点D N 31° 14' 15" E 130° 39' 51" 点E N 31° 14' 11" E 130° 39' 26" 点F N 31° 14' 25" E 130° 39' 16" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 12' 59" E 130° 38' 23" (旧山川町と旧指宿市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 16' 00" E 130° 39' 59" (指宿市田良岬) 点ア N 31° 12' 20" E 130° 40' 07" 点イ N 31° 16' 52" E 130° 41' 39"		旧開聞町の区域を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 かます建網漁業 きす狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 〃 〃 〃 〃				
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第36号	第1種共同漁業	ひじき漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 〃 〃 〃 〃	指宿市北部地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 魚見港 防波堤(南)の北端と防波堤(北)の南端を結ぶ線以内の港内の区域 2 宮ヶ浜港 次の点F, 点A, 点B, 点C, 点D及び点Eを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 16' 45" E 130° 37' 11" 点B N 31° 16' 38" E 130° 37' 19" 点C N 31° 16' 34" E 130° 37' 29" 点D N 31° 16' 30" E 130° 37' 29" 点E N 31° 16' 31" E 130° 37' 25" 点F N 31° 16' 44" E 130° 37' 09"	なし	指宿市(旧山川町, 旧開聞町の区域を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 かます建網漁業 きす狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 〃 〃 〃 〃				
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第37号	第1種共同漁業	ひじき漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 あさり漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 〃 〃 〃 〃 〃	鹿児島市(旧喜入町)地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コ, 点サ, 点シ, 点ス, 点セ, 点ソ, 点タ, 点チ, 点ツ, 点テ, 点トを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域	なし	鹿児島市の旧喜入町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きす建網漁業 かに建網漁業 かれい建網漁業 ばいかご漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 〃 〃 〃 〃 〃				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～ 12月31日		点シ N 31° 24' 04" E 130° 33' 15" 点ス N 31° 24' 28" E 130° 32' 40" 点セ N 31° 24' 24" E 130° 32' 36" 点ソ N 31° 24' 06" E 130° 33' 02" 点タ N 31° 24' 04" E 130° 32' 58" 点チ N 31° 24' 00" E 130° 33' 00" 点ツ N 31° 23' 42" E 130° 32' 28" 点テ N 31° 23' 53" E 130° 32' 20" 点ト N 31° 23' 44" E 130° 32' 04" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 18' 16" E 130° 35' 03" (指宿市と鹿児島市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 26' 05" E 130° 31' 13" (旧喜入町と旧鹿児島市との境界の基点標石) 点ア N 31° 19' 50" E 130° 36' 17" 点イ N 31° 26' 18" E 130° 33' 25"		
鹿共第38号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ばい漁業 まがきがい漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " "	鹿児島市の旧谷山市の地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 鹿児島港 (1) 谷山2区 次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを結ぶ線以内の港内 点A N 31° 27' 23" E 130° 30' 57" 点B N 31° 27' 17" E 130° 31' 56" 点C N 31° 28' 24" E 130° 32' 05" 点D N 31° 28' 44" E 130° 32' 44" 点E N 31° 28' 45" E 130° 32' 43" 点F N 31° 28' 59" E 130° 32' 25" 点G N 31° 29' 10" E 130° 32' 21" 点H N 31° 30' 03" E 130° 32' 29" 点I N 31° 30' 07" E 130° 32' 14" (2) 谷山1区 防波堤(南)東端と防波堤(北)東端を結ぶ線以内の港内 2 永田川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 31' 41.2" E 130° 31' 18.2" (清見橋右岸上流側) 点イ N 31° 31' 43.1" E 130° 31' 19.9" (清見橋左岸上流側) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 57" E 130° 32' 36" (鹿児島港中央港区(木材港)南防波堤基部から南へA護岸上120メートルの点) 基点2 N 31° 26' 05" E 130° 31' 13" (旧鹿児島市と旧喜入町との境界の基点標石) 点ア N 31° 30' 29" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 26' 23" E 130° 34' 22"	なし	鹿児島市の旧谷山市の区域
	第2種共同漁業	こだい建網漁業 かます建網漁業 かに建網漁業 きす狩刺網漁業 雑魚かご網漁業 ばいかご漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～ 12月31日		基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 57" E 130° 32' 36" (鹿児島港中央港区(木材港)南防波堤基部から南へA護岸上120メートルの点) 基点2 N 31° 26' 05" E 130° 31' 13" (旧鹿児島市と旧喜入町との境界の基点標石) 点ア N 31° 30' 29" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 26' 23" E 130° 34' 22"		
鹿共第39号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	鹿児島市(旧鹿児島市)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 鹿児島港中央港区 (1) 木材港 防波堤(南)東端と東護岸南端を結ぶ線以内の	甲突川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁	鹿児島市(旧谷山市, 旧東桜島村, 旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 たい建網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " "		<p>港内の区域</p> <p>(2)南港 防波堤(南)北東端と新川尻埋立地東側護岸南端を結ぶ線以内の港内</p> <p>(3)中央港区(マリンポート) 次の点1から点6までを順次に結んだ線、点6と点7を半径158.2メートルの8分の1の円弧で結んだ線、点7から点9までを順次に結んだ線、点9と点10を半径211.8mの6分の1の円弧で結んだ線、点10から点13までを順次に結んだ線、点13と点14を半径76.3mの5分の1の円弧で結んだ線、点14から点18までを順次に結んだ線、点18と点19を半径187.4mの8分の1の円弧で結んだ線、点19から点27までを順次に結んだ線、点27と点28とを結ぶ陸域との境界線、点28と点1とを結んだ線により囲まれた区域。</p> <p>点1 N 31° 32' 38.64" E 130° 33' 06.51" 点2 N 31° 32' 38.85" E 130° 33' 06.53" 点3 N 31° 32' 38.39" E 130° 33' 13.26" 点4 N 31° 32' 38.68" E 130° 33' 13.29" 点5 N 31° 32' 38.07" E 130° 33' 22.17" 点6 N 31° 32' 36.35" E 130° 33' 26.34" 点7 N 31° 32' 30.55" E 130° 33' 31.72" 点8 N 31° 32' 30.89" E 130° 33' 32.22" 点9 N 31° 32' 23.77" E 130° 33' 33.46" 点10 N 31° 32' 13.72" E 130° 33' 28.82" 点11 N 31° 32' 13.62" E 130° 33' 29.10" 点12 N 31° 32' 03.47" E 130° 33' 24.42" 点13 N 31° 32' 00.69" E 130° 33' 25.44" 点14 N 31° 31' 57.41" E 130° 33' 24.18" 点15 N 31° 31' 48.24" E 130° 33' 26.93" 点16 N 31° 31' 44.05" E 130° 33' 18.13" 点17 N 31° 31' 43.42" E 130° 33' 16.50" 点18 N 31° 31' 43.30" E 130° 33' 10.95" 点19 N 31° 31' 50.36" E 130° 32' 50.04" 点20 N 31° 32' 00.53" E 130° 32' 45.24" 点21 N 31° 32' 00.55" E 130° 32' 45.61" 点22 N 31° 32' 01.59" E 130° 32' 45.49" 点23 N 31° 32' 01.54" E 130° 32' 44.80" 点24 N 31° 32' 07.51" E 130° 32' 42.44" 点25 N 31° 32' 13.70" E 130° 32' 45.60" 点26 N 31° 32' 16.29" E 130° 32' 46.56" 点27 N 31° 32' 38.98" E 130° 32' 56.99" 点28 N 31° 32' 38.72" E 130° 33' 01.94"</p> <p>2 鹿児島港鴨池港区 点A、点B、点C、点D、点E、点F及び点Gと陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A N 31° 32' 48" E 130° 33' 32" 点B N 31° 33' 07" E 130° 33' 41" 点C N 31° 33' 07" E 130° 33' 42" 点D N 31° 33' 10" E 130° 33' 47" 点E N 31° 33' 16" E 130° 33' 45" 点F N 31° 33' 27" E 130° 33' 51" 点G N 31° 33' 57" E 130° 34' 00"</p> <p>3 鹿児島港新港区 防波堤(北)東端と防波堤(南)東端を結ぶ線以内の港内の区域</p> <p>4 鹿児島港本港区</p>	法で操業してはならない	く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
					<p>次の点J, 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A N 31° 36' 09" E 130° 34' 17" 点B N 31° 36' 01" E 130° 34' 22" 点C N 31° 35' 54" E 130° 34' 23" 点D N 31° 35' 36" E 130° 34' 24" 点E N 31° 35' 28" E 130° 34' 29" 点F N 31° 35' 15" E 130° 34' 23" 点G N 31° 35' 10" E 130° 34' 21" 点H N 31° 35' 05" E 130° 34' 18" 点I N 31° 35' 00" E 130° 34' 15" 点J N 31° 36' 09" E 130° 34' 17"</p> <p>5 脇田川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 32' 00.8" E 130° 32' 38.2" (中央港区(木材港)東護岸北端前面) 点イ N 31° 32' 16.9" E 130° 32' 46.8" (4号用地東護岸南端前面)</p> <p>6 新川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 33' 08.2" E 130° 33' 09.7" (第1橋梁右岸下流側) 点イ N 31° 33' 08.4" E 130° 33' 10.9" (第1橋梁左岸下流側)</p> <p>7 甲突川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 34' 37.9" E 130° 33' 34.3" (旧天保山橋右岸上流側) 点イ N 31° 34' 40.3" E 130° 33' 37.0" (旧天保山橋左岸上流側)</p> <p>8 稲荷川 点ア, 点イを結んだ線から上流の区域 点ア N 31° 36' 19.1" E 130° 34' 03.4" (JR日豊本線鉄橋右岸上流側) 点イ N 31° 36' 20.1" E 130° 34' 04.1" (JR日豊本線鉄橋左岸上流側)</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 57" E 130° 32' 36" (鹿児島港中央港区(木材港)防波堤(南)基部から南へ, A護岸上120メートルの点) 基点2 N 31° 40' 31" E 130° 36' 40" (鹿児島市と始良市との基点標石) 点ア N 31° 31' 37" E 130° 33' 00" 点イ N 31° 32' 08" E 130° 34' 05" 点ウ N 31° 34' 00" E 130° 35' 00" 点エ N 31° 35' 59" E 130° 35' 28" 点オ N 31° 39' 39" E 130° 38' 15" 点カ N 31° 40' 33" E 130° 37' 18"</p>		
鹿共第40号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	始良市(旧重富村)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線(基点3と基点4を結ぶ線から下流の思川の区域を含む。)によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 40' 31" E 130° 36' 40" (鹿児島市と始良市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42' 35" E 130° 37' 24" (重富海水浴場東端旧護岸突端基点標石) 基点3 N 31° 42' 33.0" E 130° 37' 03.6" (思川橋右岸上流側)</p>	思川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならぬ	始良市の旧始良町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
		雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業	" "		基点4 N 31° 42' 34.3" E 130° 37' 04.9" (思川橋左岸上流側) 点ア N 31° 40' 33" E 130° 37' 18" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 37' 50"	い	
鹿共第41号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	始良市(旧帖佐町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 35" E 130° 37' 24" (重富海水浴場東端旧護岸突端基点標石) 基点2 N 31° 43' 13.1" E 130° 38' 24.7" (別府川右岸河口護岸の昇降階段下流側端) 点ア N 31° 42' 11" E 130° 37' 50" 点イ N 31° 42' 47" E 130° 38' 56" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 38' 35"	別府川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	始良市の旧始良町・旧加治木町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第42号	第1種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	始良市(旧加治木町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 基点3, 点エを結ぶ線から上流の網掛川の区域 2 加治木港の防波堤(50M)の南端と(-4.5M)岸壁東端を結ぶ線以内の港内及び防波堤(114M)の南端と導流堤南端を結ぶ線以内の港内 基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 40" E 130° 40' 23" (黒川岬の始良市と霧島市の境界の基点標石) 基点2 N 31° 43' 15.5" E 130° 38' 45.6" (別府川の左岸河口護岸の昇降階段の上流側端) 基点3 N 31° 43' 49.5" E 130° 39' 46.5" (網掛川左岸河口(加治木港埋立地護岸取付部から下流83.8メートルの点)) 点ア N 31° 43' 08" E 130° 40' 28" 点イ N 31° 42' 47" E 130° 38' 56" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 38' 35" 点エ N 31° 43' 43.3" E 130° 39' 36.9"	別府川及び網掛川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	始良市の旧加治木町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第43号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " "	霧島市(旧隼人町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 1 隼人港 住吉新田排水機場前樋門北端と島津新田潮遊池東側樋門北端を結ぶ線以内の港内及び外港防波堤(南)の北端と防波堤(北)の西端を結ぶ線以内の港内 2 次の点A, 点B, 点C, 点D及び点Eを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 点A N 31° 42' 30" E 130° 43' 58" 点B N 31° 42' 24" E 130° 43' 56" 点C N 31° 42' 21" E 130° 44' 02" 点D N 31° 42' 22" E 130° 44' 08" 点E N 31° 42' 26" E 130° 44' 08"	天降川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	霧島市の旧隼人町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚建干網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業 いかすびき網漁業	1月1日～12月31日 "		3 天降川 点A, 点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 42' 35.8" E 130° 44' 28.0" (左岸河口堤防突端(カーブの中心)) 点B N 31° 42' 50.7" E 130° 44' 22.6" (点Aから347度の右岸河口) 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 43' 40" E 130° 40' 23" (黒川岬の霧島市と始良市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 42' 33" E 130° 44' 38" (旧隼人町と旧国分市との境界の基点標石) 点ア N 31° 43' 08" E 130° 40' 28" 点イ N 31° 42' 48" E 130° 41' 56" 点ウ N 31° 41' 36" E 130° 42' 22" 点エ N 31° 41' 34" E 130° 43' 15" 点オ N 31° 41' 43" E 130° 44' 13"		
鹿共第44号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " "	霧島市(旧国分市)地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 検校川の右岸河口基点3と左岸河口の点ウを結んだ線から上流の検校川の区域を除く。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 42' 33" E 130° 44' 38" (旧国分市と旧隼人町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 41' 17" E 130° 47' 54" (旧国分市と旧福山町との境界の基点標石) 基点3 N 31° 42' 14.8" E 130° 47' 01.5" (検校川の右岸河口の護岸昇降階段の上流側) 点ア N 31° 41' 43" E 130° 44' 13" 点イ N 31° 40' 52" E 130° 47' 31" 点ウ N 31° 42' 15.6" E 130° 47' 10.6"	検校川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	霧島市の旧国分市の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 ひらめ建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚建干網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業 いかすびき網漁業	1月1日～12月31日 4月1日～11月30日				
鹿共第45号	第1種共同漁業	ひじき漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " "	霧島市(旧福山町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 福山港 (1) 防波堤(北)南端と物揚場(-2.0M)南端を結ぶ線以内の港内 (2) 突堤及び潜堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 41' 17" E 130° 47' 54" (若尊鼻の突端の旧福山町と旧国分市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 37' 55" E 130° 48' 05" (霧島市と垂水市との境界の基点標石) 点ア N 31° 40' 52" E 130° 47' 31" 点イ N 31° 39' 26" E 130° 48' 25" 点ウ N 31° 38' 03" E 130° 47' 28"	なし	霧島市の旧福山町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
鹿共第46号	第1種共同漁業	ひじき漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日～12月31日 " "	垂水市牛根地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置	なし	垂水市牛根

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		たこ漁業	1月1日～12月31日		基点1 N 31° 37' 55" E 130° 48' 05" (垂水市と霧島市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 33' 56" E 130° 43' 18" (鹿児島市黒神町瀬戸崎突端) 点ア N 31° 38' 03" E 130° 47' 28" 点イ N 31° 34' 32" E 130° 45' 36"		
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第47号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " "	鹿児島市東桜島地先(東岸)	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 33' 56" E 130° 43' 18" (鹿児島市黒神町瀬戸崎突端) 基点2 N 31° 37' 28" E 130° 40' 57" (鹿児島市高免町と鹿児島市桜島白浜町の境界の基点標石) 点ア N 31° 34' 01" E 130° 43' 36" 点イ N 31° 34' 31" E 130° 43' 35" 点ウ N 31° 35' 39" E 130° 43' 42" 点エ N 31° 36' 29" E 130° 43' 32" 点オ N 31° 36' 21" E 130° 43' 20" 点カ N 31° 36' 28" E 130° 43' 00" 点キ N 31° 37' 06" E 130° 42' 26" 点ク N 31° 38' 03" E 130° 41' 52" 点ケ N 31° 37' 50" E 130° 41' 14"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第48号	第1種共同漁業	ひじき漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島市新島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点アを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 点ア N 31° 38' 03" E 130° 41' 52" 点イ N 31° 38' 52" E 130° 43' 18" 点ウ N 31° 37' 56" E 130° 44' 20" 点エ N 31° 37' 02" E 130° 44' 08" 点オ N 31° 36' 21" E 130° 43' 20" 点カ N 31° 36' 28" E 130° 43' 00" 点キ N 31° 37' 06" E 130° 42' 26"	なし	鹿児島市新島
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第49号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " "	鹿児島市(旧桜島町)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、桜島港の旧水族館北側護岸西北端と防波堤(102M)の西端を結ぶ線以内の港内の区域を除く。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 37' 28" E 130° 40' 57" (鹿児島市桜島白浜町と鹿児島市高免町の境界の基点標石) 基点2 N 31° 34' 07" E 130° 36' 43" (鹿児島市桜島赤水町と鹿児島市野尻町の境界の基点標石) 点ア N 31° 37' 50" E 130° 41' 14" 点イ N 31° 38' 12" E 130° 40' 39" 点ウ N 31° 38' 01" E 130° 38' 59" 点エ N 31° 37' 43" E 130° 37' 47" 点オ N 31° 35' 59" E 130° 35' 28" 点カ N 31° 34' 00" E 130° 35' 00" 点キ N 31° 32' 08" E 130° 36' 59" 点ク N 31° 32' 38" E 130° 37' 13" 点ケ N 31° 33' 47" E 130° 36' 08"	なし	鹿児島市の旧桜島町の区域(新島を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 12月1日～翌年6月10日 1月1日～12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第50号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	鹿児島市 東桜島地 先(南岸)	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 34' 07" E 130° 36' 43" (鹿児島市野尻町と鹿児島郡桜島町赤水の境界の基点標石) 基点2 N 31° 32' 51" E 130° 41' 13" (鹿児島市有村町有村崎四番鼻) 点ア N 31° 33' 47" E 130° 36' 08" 点イ N 31° 32' 38" E 130° 37' 13" 点ウ N 31° 32' 06" E 130° 37' 38" 点エ N 31° 32' 11" E 130° 38' 26" 点オ N 31° 32' 34" E 130° 39' 50" 点カ N 31° 32' 06" E 130° 40' 43" 点キ N 31° 32' 19" E 130° 41' 06"</p>	なし	鹿児島市 (旧東桜島村の区域)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 網 さより建網 漁業 きびなご建網 漁業 雑魚かご網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網 漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第51号	第1種共同漁業	ひじき漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	垂水市地 先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 次の区域を除く。</p> <p>垂水港 (1)防波堤(南)西端と防波堤(北)西端を結ぶ線以内の港内 (2)漁船だまりの防波堤(西)の北端と防波堤(北)の西端を結ぶ線以内の港内 (3)次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I及び点Aを順次に結ぶ線によって囲まれた区域</p> <p>点A N 31° 29' 10" E 130° 41' 35" 点B N 31° 28' 41" E 130° 41' 36" 点C N 31° 28' 41" E 130° 41' 21" 点D N 31° 28' 39" E 130° 41' 18" 点E N 31° 28' 45" E 130° 41' 15" 点F N 31° 28' 58" E 130° 41' 09" 点G N 31° 29' 01" E 130° 41' 09" 点H N 31° 29' 05" E 130° 41' 12" 点I N 31° 29' 10" E 130° 41' 21"</p> <p>基点及び基点の位置 基点1 N 31° 32' 51" E 130° 41' 13" (鹿児島市有村町有村崎四番鼻) 基点2 N 31° 24' 51" E 130° 45' 36" (垂水市と鹿屋市の境界の基点標石) 点ア N 31° 32' 14" E 130° 41' 05" 点イ N 31° 31' 16" E 130° 40' 39" 点ウ N 31° 29' 04" E 130° 40' 36" 点エ N 31° 27' 32" E 130° 40' 52" 点オ N 31° 26' 17" E 130° 42' 54" 点カ N 31° 23' 54" E 130° 42' 47"</p>	なし	垂水市 (牛根を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 網 きびなご建網 漁業 さより建網 漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 4月1日～ 7月31日 1月1日～ 12月31日 " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網 漁業	3月1日～ 9月30日				
鹿共第52号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	鹿屋市地 先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 鹿屋港 (1)防波堤(南)北西端と防波堤(北)南端を結ぶ線以内の港内 (2)次の基点, 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L</p>	なし	鹿屋市
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
		ひらめ建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	" " " "		及び点Mを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域 基点 N 31° 24' 13" E 130° 45' 40" 点A N 31° 24' 13" E 130° 45' 38" 点B N 31° 24' 10" E 130° 45' 33" 点C N 31° 24' 11" E 130° 45' 31" 点D N 31° 24' 07" E 130° 45' 31" 点E N 31° 24' 07" E 130° 45' 29" 点F N 31° 24' 11" E 130° 45' 30" 点G N 31° 24' 13" E 130° 45' 27" 点H N 31° 24' 14" E 130° 45' 30" 点I N 31° 24' 15" E 130° 45' 30" 点J N 31° 24' 30" E 130° 45' 31" 点K N 31° 24' 37" E 130° 45' 29" 点L N 31° 24' 45" E 130° 45' 38" 点M N 31° 24' 44" E 130° 45' 38" (3) 次の点N, 点O, 点P, 点Q, 点R, 点S, 点T及び点Nを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点N N 31° 24' 03" E 130° 45' 30" 点O N 31° 23' 59" E 130° 45' 28" 点P N 31° 23' 58" E 130° 45' 32" 点Q N 31° 23' 57" E 130° 45' 36" 点R N 31° 23' 56" E 130° 45' 39" 点S N 31° 23' 59" E 130° 45' 40" 点T N 31° 24' 01" E 130° 45' 35" 2 高須港 防波堤(北)西端から真方位150度の線以内の港内 基点及び点の位置 基点1 N 31° 24' 51" E 130° 45' 36" (鹿屋市と垂水市の境界の基点標石) 基点2 N 31° 17' 44" E 130° 47' 38" (鹿屋市と錦江町の境界の基点標石) 点ア N 31° 23' 54" E 130° 44' 04" 点イ N 31° 21' 40" E 130° 45' 02" 点ウ N 31° 17' 10" E 130° 45' 52"		
鹿共第53号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " "	肝属郡錦江町(旧大根占町)地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 大根占港 (1) 城ヶ崎区 南防波堤西端と北防波堤南端を結ぶ線以内の港内 (2) 堂之元区 防波堤(西)の東北端と防波堤(北)の北端を結ぶ線以内の港内 2 神之川 点A, 点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 36' 19.1" E 130° 34' 03.4" (第1橋右岸下流側) 点B N 31° 36' 20.1" E 130° 34' 04.1" (第1橋左岸下流側) 基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 44" E 130° 47' 38" (錦江町と鹿屋市との境界の基点標石) 基点2 N 31° 13' 31" E 130° 46' 5" (錦江町と南大隅町との境界の基点標石) 点ア N 31° 17' 10" E 130° 45' 52" 点イ N 31° 14' 02" E 130° 44' 17"	なし	肝属郡錦江町の旧大根占町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 かます建網漁業 ひらめ建網漁業	1月1日～12月31日 " "				
	第3種共同漁業	いかすびき網漁業	"				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第54号	第1種共同漁業	ひじき漁業 ふのり漁業 いわのり漁業 つきひがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "	肝属郡南大隅町(旧根占町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 根占港 防波堤(北)西端と防波堤(南)(B-1-3)北端を結ぶ線及び防波堤(南)(B-1-3)東端と防波堤(南)(B-1-2)西端を結ぶ線以内の港内</p> <p>2 雄川 基点3, 点ウを結んだ線から上流の区域 基点3 N 31° 13' 05.6" E 130° 45' 44.6" (雄川右岸河口海岸保全堤防直線部始点) 点ウ N 31° 13' 2.3" E 130° 45' 39.1" (雄川左岸導流堤(B-4-3, トボ^レット)東端)</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 13' 31" E 130° 46' 5" (南大隅町と錦江町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 07' 03" E 130° 43' 54" (旧根占町と旧佐多町との境界の基点標石) 点ア N 31° 14' 02" E 130° 44' 17" 点イ N 31° 08' 15" E 130° 42' 39"</p>	なし	肝属郡南大隅町の旧根占町の区域
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚追込網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第55号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	肝属郡南大隅町伊座敷地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 07' 03" E 130° 43' 54" (旧佐多町と旧根占町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 03' 09" E 130° 40' 40" (南大隅町佐多鳥賊の浦と松瀬原との境界の基点標石) 点ア N 31° 08' 15" E 130° 42' 39" 点イ N 31° 04' 31" E 130° 38' 27" 点ウ N 31° 03' 58" E 130° 38' 38" 点エ N 31° 02' 58" E 130° 40' 04"</p>	なし	肝属郡南大隅町伊座敷
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				
鹿共第56号	第1種共同漁業	ふのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あなご漁業 うに漁業 かめのとて漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "	肝属郡南大隅町大泊地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>大泊港 導流堤南端から真方位145度の線と防波堤との交点を結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 03' 09" E 130° 40' 40" (南大隅町佐多鳥賊の浦と松瀬原との境界の基点標石) 基点2 N 31° 06' 48" E 130° 54' 04" (南大隅町と肝付町との境界の基点標石) 点ア N 31° 02' 58" E 130° 40' 04" 点イ N 31° 00' 22" E 130° 38' 47" 点ウ N 30° 59' 29" E 130° 38' 58" 点エ N 30° 59' 00" E 130° 39' 39" 点オ N 30° 59' 39" E 130° 40' 58" 点カ N 31° 04' 17" E 130° 48' 31"</p>	なし	肝属郡南大隅町の旧佐多町の区域(伊座敷を除く)
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 ぶり建網漁業 いさき・かます追込網漁業	1月1日～12月31日 " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "		点キ N 31° 05' 10" E 130° 52' 28" 点ク N 31° 06' 22" E 130° 54' 26"		
鹿共第57号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	肝属郡肝付町岸良地先	基点1と点アを結んだ線、基点2と点カを結んだ線及び最大高潮時海岸線並びにその沖合400メートルの線と点イと点ウを結んだ線と鳥島の最大高潮時海岸線から沖合300メートルの線並びに点オと点エを結ぶ線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 06' 48" E 130° 54' 04" (南大隅町と肝付町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 13' 39" E 131° 02' 38" (肝付町川口川左岸河口基点標石) 点ア N 31° 06' 37" E 130° 54' 14" 点イ N 31° 09' 42" E 130° 58' 44" 点ウ N 31° 09' 57" E 130° 58' 50" 点エ N 31° 12' 35" E 131° 00' 52" 点オ N 31° 13' 25" E 131° 01' 34" 点カ N 31° 13' 22" E 131° 02' 20"	なし	肝属郡肝付町岸良
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				
鹿共第58号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 さざえ漁業 あわび漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " "	肝属郡肝付町(旧内之浦町北部)地先	基点1と点アを結ぶ線、点アから点イまでの間の沖合400メートルの線、点イと点ウを結ぶ線、点ウから点エまでの間の沖合400メートルの線、点エ、点オ、基点4を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び基点の位置 基点1 N 31° 13' 39" E 131° 02' 38" (肝付町川口川の河口左岸基点標石) 基点2 N 31° 20' 04" E 131° 05' 36" (旧内之浦町と旧高山町との境界の基点標石) 点ア N 31° 13' 29" E 131° 02' 28" 点イ N 31° 17' 25" E 131° 07' 16" 点ウ N 31° 19' 37" E 131° 06' 36" 点エ N 31° 20' 05" E 131° 06' 32" 点オ N 31° 21' 30" E 131° 06' 29"	なし	肝属郡肝付町の旧内之浦町(岸良を除く)の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				
鹿共第59号	第1種共同漁業	とさかのり漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " "	肝属郡肝付町(旧高山町)地先	基点1、点ア、点イ、基点2、点ウを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 石油備蓄基地 次の点A、点B、点C、点D、点E、点F、点G、点H、点I、点J、点K、点L、点M、点N、点O、点P、点Q、点R及び点Aを順次に結ぶ線によって囲まれた区域 点A N 31° 21' 41" E 131° 01' 18" 点B N 31° 22' 07" E 131° 02' 09" 点C N 31° 21' 49" E 131° 02' 11" 点D N 31° 21' 36" E 131° 02' 39" 点E N 31° 22' 05" E 131° 02' 41" 点F N 31° 22' 08" E 131° 02' 46" 点G N 31° 22' 07" E 131° 03' 09" 点H N 31° 21' 51" E 131° 03' 44" 点I N 31° 21' 39" E 131° 03' 48" 点J N 31° 21' 24" E 131° 03' 13" 点K N 31° 21' 27" E 131° 02' 41" 点L N 31° 21' 30" E 131° 02' 39"	なし	肝属郡肝付町の旧高山町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					点M N 31° 21' 32" E 131° 02' 39" 点N N 31° 21' 47" E 131° 02' 07" 点O N 31° 21' 45" E 131° 01' 59" 点P N 31° 21' 42" E 131° 01' 29" 点Q N 31° 21' 35" E 131° 01' 26" 点R N 31° 21' 38" E 131° 01' 17" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 04" E 131° 05' 36" (旧高山町と旧内之浦町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 21' 33" E 131° 00' 54" (肝属川河口の東串良町と肝付町との境界の基点標石) 点ア N 31° 21' 30" E 131° 06' 29" 点イ N 31° 22' 34" E 131° 02' 45" 点ウ N 31° 21' 26" E 131° 00' 55"		
鹿共第60号	第1種共同漁業	はまぐり漁業	1月1日～12月31日	肝属郡東串良町地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、石油備蓄基地の次の区域を除く。 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L及び点Aを順次に結ぶ線によって囲まれた区域。 点A N 31° 21' 41" E 131° 01' 18" 点B N 31° 21' 43" E 131° 01' 18" 点C N 31° 21' 49" E 131° 01' 07" 点D N 31° 21' 53" E 131° 01' 06" 点E N 31° 21' 55" E 131° 01' 12" 点F N 31° 22' 10" E 131° 01' 13" 点G N 31° 22' 20" E 131° 01' 19" 点H N 31° 22' 36" E 131° 01' 17" 点I N 31° 22' 39" E 131° 01' 20" 点J N 31° 22' 41" E 131° 01' 58" 点K N 31° 22' 31" E 131° 02' 07" 点L N 31° 22' 07" E 131° 02' 09" 基点及び点の位置 基点1 N 31° 21' 33" E 131° 00' 54" (肝属川河口の東串良町と肝付町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 23' 37" E 131° 01' 10" (東串良町と大崎町の境界の基点標石) 点ア N 31° 22' 34" E 131° 02' 45" 点イ N 31° 23' 10" E 131° 03' 00"	肝属川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁業してはならない	肝属郡東串良町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第61号	第1種共同漁業	はまぐり漁業	1月1日～12月31日	曾於郡大崎町地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 37" E 131° 01' 10" (大崎町と東串良町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 26' 49" E 131° 03' 35" (大崎町と志布志市との境界の基点標石) 点ア N 31° 23' 10" E 131° 03' 00" 点イ N 31° 25' 38" E 131° 05' 05"	菱田川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁業してはならない	曾於郡大崎町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日 "				
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日～12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
鹿共第62号	第1種共同漁業	あわび漁業 ばい漁業 かき漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " "	志布志市 地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点3を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 志布志港 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L, 点M及び点Nを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A N 31° 28' 27" E 131° 06' 56" 点B N 31° 27' 33" E 131° 07' 07" 点C N 31° 27' 24" E 131° 07' 07" 点D N 31° 27' 23" E 131° 06' 40" 点E N 31° 27' 27" E 131° 06' 40" 点F N 31° 27' 26" E 131° 06' 29" 点G N 31° 26' 33" E 131° 05' 40" 点H N 31° 26' 31" E 131° 05' 43" 点I N 31° 26' 20.9" E 131° 05' 34.3" 点J N 31° 26' 20.8" E 131° 05' 34.4" 点K N 31° 26' 00" E 131° 05' 16" 点L N 31° 26' 06" E 131° 05' 06" 点M N 31° 26' 09" E 131° 05' 09" 点N N 31° 27' 36" E 131° 04' 37"</p> <p>2 導流堤 点O, 点P, 点Q, 点R及び海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点O N 31° 27' 20" E 131° 04' 25" 点P N 31° 27' 12" E 131° 04' 35" 点Q N 31° 27' 09" E 131° 04' 31" 点R N 31° 27' 17" E 131° 04' 22"</p> <p>3 安楽川 点A, 点Bを結んだ線から上流の区域 点A N 31° 27' 35.3" E 131° 04' 32.5" (安楽川右岸河口護岸水路合流点) 点B N 31° 27' 35.4" E 131° 04' 36.4" (安楽川左岸河口護岸水路合流点)</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 26' 49" E 131° 03' 35" (菱田川河口の志布志市と大崎町との境界の基点標石) 基点2 N 31° 27' 43" E 131° 09' 38" (鹿児島県と宮崎県との境界の基点標石) 点ア N 31° 25' 38" E 131° 05' 05" 点イ N 31° 26' 50" E 131° 06' 55" 点ウ N 31° 26' 47" E 131° 09' 00"</p>	安楽川, 前川, 菱田川の河口付近では溯河魚類の溯上を妨げる漁具漁法で操業してはならない	志布志市
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
鹿共第63号	第1種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	志布志市 枇榔島地先	枇榔島の最大高潮時海岸線とその沖合350メートルの線によって囲まれた区域。	なし	志布志市
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第64号	第1種共同漁業	あなご漁業 かめのて漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 三島村竹 島地先	三島村竹島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 三島村 竹島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第65号	第1種共同漁業	あなご漁業 かめのて漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 三島村硫 黄島, 新 島, 鵜 瀬, ヤク 口瀬, 浅 瀬の地先	1 三島村硫黄島の沖合300メートルの線及び点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ, 点コを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 2 新島の最大高潮時海岸線とその沖合100メートルの線によって囲まれた区域。 3 ヤク口瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。 4 浅瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 30° 48' 38" E 130° 18' 02" 点イ N 30° 48' 59" E 130° 18' 55" 点ウ N 30° 49' 08" E 130° 19' 44" 点エ N 30° 48' 55" E 130° 19' 53" 点オ N 30° 48' 39" E 130° 19' 14" 点カ N 30° 48' 18" E 130° 19' 07" 点キ N 30° 48' 01" E 130° 19' 27" 点ク N 30° 47' 30" E 130° 19' 43" 点ケ N 30° 46' 58" E 130° 19' 28" 点コ N 30° 46' 53" E 130° 19' 14"	なし	鹿児島郡 三島村 硫黄島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第66号	第1種共同漁業	あなご漁業 いせえび漁業 かめのて漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 三島村黒 島地先	黒島の最大高潮時海岸線とその沖合300メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 三島村 黒島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				
鹿共第67号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 十島村口 之島地先	口之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 口之島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
鹿共第68号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島郡 十島村中 之島地先	中之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、中之島港の防波堤(西)東端と防波堤(南)西端を結ぶ線及び防波堤(南)東端から真方位77度の線と陸岸との交点によって囲まれた区域を除く。	なし	鹿児島郡 十島村 中之島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚追込網 漁業	1月1日～ 12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第69号	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島郡十島村臥蛇島地先	臥蛇島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村口之島中之島平島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第70号	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島郡十島村平島地先	平島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村平島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第71号	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島郡十島村諏訪之瀬島地先	諏訪之瀬島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村諏訪之瀬島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第72号	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島郡十島村悪石島地先	悪石島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村悪石島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第73号	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島郡十島村小宝島及び小島地先	小宝島及び小島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村小宝島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業	1月1日～12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 "				
鹿共第74号	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島郡十島村宝島地先	宝島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村宝島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第75号	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島郡十島村横当島及び上ノ根島地先	横当島及び上ノ根島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村宝島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第76号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 とさかのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 かめのと漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "	宇治群島の家島, チヨジ島, 向島, 西立神島, 雀島地先	宇治群島の家島, チヨジ島, 向島, 西立神島及び雀島の最大高潮時海岸線及びその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	長島町出水市 阿久根市薩摩川内市(旧川内市の区域及び里町, 上甑町, 鹿島町並びに下甑町の区域), いちき串木野市, 日置市, 南さつま市, 南九州市, 枕崎市, 指宿市(旧指宿市の南部を除く)
	第2種共同漁業	ぶり建網漁業 雑魚追込網漁業 雑魚磯建網漁業 きびなご碇止刺網漁業 かにかかり網漁業 いか雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "				

(つきいそ漁業)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第501号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	阿久根市桑島沖合(瀬戸脇)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 32° 02' 58" E 130° 07' 42"	なし	阿久根市阿久根
鹿共第502号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	阿久根市桑島地先(桑島沖合)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 32° 01' 59" E 130° 07' 35"	なし	阿久根市阿久根
鹿共第503号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	阿久根市佐潟沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 57' 36" E 130° 08' 57"	なし	阿久根市阿久根、西目
鹿共第504号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	阿久根市佐潟沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 55' 47" E 130° 08' 47"	なし	阿久根市阿久根、西目
鹿共第505号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	薩摩川内市西方沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 54' 42" E 130° 11' 45"	なし	薩摩川内市西方
鹿共第506号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	薩摩川内市西方沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 54' 09" E 130° 11' 55"	なし	薩摩川内市西方
鹿共第507号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	薩摩川内市網津沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 51' 27" E 130° 10' 03"	なし	薩摩川内市
鹿共第508号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市羽島崎沖合	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 44' 13" E 130° 10' 42" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 10' 41" 点ウ N 31° 43' 54" E 130° 09' 44" 点エ N 31° 44' 14" E 130° 09' 45"	なし	いちき串木野市羽島
鹿共第509号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦沖合(高松曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 41' 08" E 130° 12' 09"	なし	いちき串木野市本浦
鹿共第510号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦沖合(沖ノ摺山曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 26" E 130° 12' 26"	なし	いちき串木野市本浦

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第511号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦沖合(へた摺山曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 41' 23" E 130° 12' 52"	なし	いちき串木野市本浦
鹿共第512号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市島平沖合(沖コンクリート曾根三六曾根)	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点フを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 49" E 130° 12' 03" 点イ N 31° 40' 26" E 130° 12' 01" 点ウ N 31° 40' 25" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 40' 48" E 130° 12' 37"	なし	いちき串木野市島平
鹿共第513号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市本浦、島平沖合	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点カを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 42' 03" E 130° 14' 54" 点イ N 31° 40' 10" E 130° 14' 56" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 15' 35" 点エ N 31° 41' 24" E 130° 14' 19" 点オ N 31° 42' 36" E 130° 13' 16"	なし	いちき串木野市本浦、島平
鹿共第514号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市島平沖合(上のアジ曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 46" E 130° 13' 26"	なし	いちき串木野市島平
鹿共第515号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(みなと曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 40' 09" E 130° 15' 12"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第516号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(中港曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 39' 40" E 130° 14' 55"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第517号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(漁場曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 39' 36" E 130° 15' 09"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第518号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(大鍋下曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 39" E 130° 15' 23"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第519号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	日いちき串木野市(旧市来町)沖合(とく曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 37' 56" E 130° 15' 27"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第520号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(オハベ曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 55" E 130° 15' 13"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第521号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(県曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 04" E 130° 14' 13"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第522号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	日置市(旧東市来町)沖合	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 38' 25" E 130° 17' 28" 点イ N 31° 37' 04" E 130° 17' 04" 点ウ N 31° 37' 02" E 130° 15' 53" 点エ N 31° 38' 11" E 130° 16' 04"	なし	日置市(旧東市来町の区域)
鹿共第523号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	日置市(旧吹上町)沖合	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 32' 22" E 130° 18' 05" 点イ N 31° 32' 29" E 130° 16' 20" 点ウ N 31° 30' 18" E 130° 15' 44" 点エ N 31° 30' 02" E 130° 17' 16"	なし	日置市(旧吹上町の区域)
鹿共第524号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(のぼり瀬)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 59" E 130° 14' 16"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第525号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(沖の瀬)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 53" E 130° 13' 32"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第526号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(大福瀬)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 28' 46" E 130° 13' 09"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第527号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(沖のセメント)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 07" E 130° 13' 38"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第528号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(三竜瀬)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 29' 03" E 130° 14' 05"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第529号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(下のセト瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29' 01" E 130° 14' 52"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第530号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(もと瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 27" E 130° 16' 11"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第531号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(かみの瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 16" E 130° 14' 33"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第532号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(中の瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 05" E 130° 14' 03"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第533号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(みつけ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 27' 35" E 130° 13' 48"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第534号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市笠沙町片浦沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 27' 40" E 130° 09' 44"	なし	南さつま市笠沙町片浦(野間池を除く)
鹿共第535号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市坊津町坊峰ヶ崎地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 16' 13" E 130° 12' 32"	なし	南さつま市坊津町坊泊
鹿共第536号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市坊津町坊鶴ノ島地先(鶴瀬並型)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 15' 52" E 130° 12' 23"	なし	南さつま市坊津町坊泊
鹿共第537号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南九州市(旧穎娃町)沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 13' 01" E 130° 29' 10"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第538号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南九州市(旧穎娃町)地先(サガ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 12' 06" E 130° 29' 33"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第539号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市開聞十町入野地先(マツガ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 59" E 130° 30' 25"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第540号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市開聞十町花瀬崎沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 35" E 130° 30' 02"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第541号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市(旧山川町)沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 09' 32" E 130° 36' 49"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第542号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市山川福元竹山沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 10" E 130° 39' 03"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第543号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市十二町道ノ尻沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 13' 07" E 130° 40' 57"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)
鹿共第544号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市東方潟口沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 14' 58" E 130° 40' 58"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)
鹿共第545号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市東方田良沖合(大野岳)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 15' 36" E 130° 40' 54"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)
鹿共第546号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 17' 55" E 130° 37' 18"	なし	指宿市今和泉

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第547号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合(方塊)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 13" E 130° 36' 55"	なし	指宿市今和泉
鹿共第548号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合(金吉丸)	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 21" E 130° 36' 27"	なし	指宿市今和泉
鹿共第549号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合(三好丸)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 36" E 130° 36' 14"	なし	指宿市今和泉
鹿共第550号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本麓沖合(西園丸)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 40" E 130° 36' 00"	なし	指宿市今和泉
鹿共第551号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入前之浜町前之浜地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 19' 39" E 130° 35' 11"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第552号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入前之浜町鈴地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 15" E 130° 34' 40"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第553号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入前之浜町前之浜地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 33" E 130° 34' 27"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第554号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入中名町飯屋崎沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 22' 01" E 130° 34' 41"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第555号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入中名町中名沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 24' 27" E 130° 32' 58"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第556号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市喜入瀬々串町瀬々串沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 25' 31" E 130° 31' 54"	なし	鹿児島市(旧喜入町の区域)
鹿共第557号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市谷山平川沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 56" E 130° 31' 53"	なし	鹿児島市(旧谷山市の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第558号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市磯沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 36' 52" E 130° 34' 39"	なし	鹿児島市(旧谷山市・旧東桜島村・旧桜島町・旧喜入町の区域を除く)
鹿共第559号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	始良市松原町沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 42' 35" E 130° 38' 16"	なし	始良市(旧加治木町の区域)
鹿共第560号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市牛根境沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 37' 14" E 130° 47' 38"	なし	垂水市牛根
鹿共第561号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市牛根浮津沖合	点Aを中心とする半径250メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 36' 03" E 130° 45' 59"	なし	垂水市牛根
鹿共第562号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市野尻港沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 33' 18" E 130° 37' 18"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
鹿共第563号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市東桜島町湯之地先	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 33' 04" E 130° 37' 40"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
鹿共第564号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市海潟沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 31' 33" E 130° 41' 47"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第565号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市本城川河口沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 59" E 130° 40' 52"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第566号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市諏訪沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 50" E 130° 43' 45"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第567号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市諏訪沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 14" E 130° 43' 41"	なし	垂水市(牛根を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第568号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市 大都沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 19" E 130° 44' 09"	なし	垂水市 (牛根を除く)
鹿共第569号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 古江町沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 23' 05" E 130° 46' 00"	なし	鹿屋市 古江町
鹿共第570号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 古江町沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 22' 32" E 130° 46' 07"	なし	鹿屋市 古江町
鹿共第571号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 天神沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 22' 31" E 130° 46' 27"	なし	鹿屋市 古江町
鹿共第572号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 17" E 130° 46' 17"	なし	鹿屋市 高須町
鹿共第573号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 06" E 130° 46' 13"	なし	鹿屋市 高須町
鹿共第574号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 21" E 130° 46' 33"	なし	鹿屋市 高須町
鹿共第575号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 10" E 130° 46' 41"	なし	鹿屋市 高須町
鹿共第576号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 04" E 130° 46' 23"	なし	鹿屋市 高須町
鹿共第577号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市 高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 19' 48" E 130° 46' 59"	なし	鹿屋市 高須町
鹿共第578号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	錦江町 神川皆倉沖合	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 17' 22" E 130° 47' 21"	なし	錦江町 (旧大根占町の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第579号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	錦江町(旧大根占町)地先	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 15' 05" E 130° 46' 39"	なし	錦江町(旧大根占町の区域)
鹿共第580号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南大隅町根占山本大浜地先	点Aを中心とする半径250メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 04" E 130° 45' 16"	なし	南大隅町(旧根占町の区域)
鹿共第581号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南大隅町根占辺田大川地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 07' 29" E 130° 43' 47"	なし	南大隅町(旧根占町の区域)
鹿共第582号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南大隅町佐多馬籠尾波瀬沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 02' 33" E 130° 40' 11"	なし	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)
鹿共第583号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	肝付町(旧内之浦町)沖合	点Aを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 44" E 131° 07' 21"	なし	肝付町(旧内之浦町内之浦の区域)
鹿共第584号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	肝付町波見東風泊地先	点Aを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 24" E 131° 04' 56"	なし	肝付町(旧高山町の区域)

(飼付漁業)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第1001号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市里町沖合(前の曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 05" E 129° 57' 14"	なし	薩摩川内市里町村の区域
鹿共第1002号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市里町沖合(ゴットイ曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52' 34" E 129° 56' 52"	なし	薩摩川内市里町の区域
鹿共第1003号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市上甕町縄瀬鼻沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N31° 52' 56" E129° 49' 21"	なし	薩摩川内市上甕町の区域
鹿共第1004号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業 たい飼付漁業	9月1日～翌年1月31日 2月1日～5月31日	薩摩川内市上甕町白瀬鼻沖合(とろろ曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 52" E 129° 47' 10"	なし	薩摩川内市上甕町村の区域
鹿共第1005号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～12月31日	薩摩川内市鹿島町円崎北地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 48' 04" E 129° 47' 10"	なし	薩摩川内市鹿島町の区域
鹿共第1006号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～11月31日	薩摩川内市下甕町長浜小田地先(小田)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 26" E 129° 46' 49"	なし	薩摩川内市下甕町長浜
鹿共第1007号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～11月31日	薩摩川内市下甕町長浜崎地先(大瀬出し)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 23" E 129° 45' 32"	なし	薩摩川内市下甕町長浜
鹿共第1008号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市下甕町青瀬沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 30" E 129° 45' 05"	なし	薩摩川内市下甕町青瀬
鹿共第1009号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	薩摩川内市下甕町早崎沖合(鷹曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 48" E 129° 39' 42"	なし	薩摩川内市下甕町手打
鹿共第1010号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	薩摩川内市下甕町手打地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 01" E 129° 41' 29"	なし	薩摩川内市下甕町手打

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第1011号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～11月20日	薩摩川内市下飯町片野浦貝水沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 12" E 129° 40' 30"	なし	薩摩川内市下飯町片野浦
鹿共第1012号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日～翌年1月31日	薩摩川内市下飯町瀬々野浦星山沖合	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 47" E 129° 42' 48"	なし	薩摩川内市下飯町瀬々野浦
鹿共第1013号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～12月31日	薩摩川内市下飯町瀬々野浦地先(二号飼付)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 08" E 129° 41' 13"	なし	薩摩川内市下飯町瀬々野浦
鹿共第1014号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～12月31日	薩摩川内市下飯町内川内地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 54" E 129° 43' 29"	なし	薩摩川内市下飯町内川内
鹿共第1015号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	8月1日～翌年3月31日	南さつま市笠沙町片浦(野間池)沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 49" E 130° 07' 04"	なし	南さつま市笠沙町片浦(野間池)
鹿共第1016号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	南さつま市坊津町坊泊沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 02" E 130° 12' 24"	なし	南さつま市坊津町坊泊
鹿共第1017号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	8月1日～翌年2月末日	指宿市開聞川尻沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 09' 31" E 130° 32' 48"	なし	南九州市(旧頼娃町の区域)及び指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第1018号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市(旧山川町)沖合(かゞが瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 08' 37" E 130° 35' 56"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1019号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市(旧山川町)沖合(カン瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07' 45" E 130° 37' 04"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1020号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市山川福元金比羅ノ鼻地先	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 59" E 130° 40' 02"	なし	指宿市(旧山川町の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第1021号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	指宿市東方沖合(田良曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 58" E 130° 42' 34"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)
鹿共第1022号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	指宿市知林島北方沖合(そら曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 45" E 130° 41' 07"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)
鹿共第1023号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多伊座敷沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 08' 09" E 130° 40' 28"	なし	南大隅町佐多伊座敷
鹿共第1024号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多島泊沖合	点アを中心とする半径300メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 03' 40" E 130° 40' 12"	なし	南大隅町佐多伊座敷
鹿共第1025号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多馬籠大泊沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 00' 10" E 130° 41' 34"	なし	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)
鹿共第1026号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下飯町手打地先(下長瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 20" E 129° 42' 03"	なし	薩摩川内市下飯町手打
鹿共第1027号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下飯町手打地先(長瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 19" E 129° 41' 39"	なし	薩摩川内市下飯町手打
鹿共第1028号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下飯町手打地先(まい瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 19" E 129° 41' 33"	なし	薩摩川内市下飯町手打
鹿共第1029号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下飯町手打地先(灯台下)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 17" E 129° 41' 20"	なし	薩摩川内市下飯町手打
鹿共第1030号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下飯町手打地先(めい瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 19" E 129° 41' 08"	なし	薩摩川内市下飯町手打

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第1031号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(赤鼻)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 20" E 129° 41' 04"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1032号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(釣掛)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 27" E 129° 40' 57"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1033号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(横瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38' 05" E 129° 40' 03"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1034号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(平瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 38' 02" E 129° 39' 55"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1035号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(野崎)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 55" E 129° 39' 52"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1036号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(ナベ)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 56" E 129° 39' 52"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1037号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(下村瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 00" E 129° 39' 34"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1038号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(二つ張)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38' 57" E 129° 39' 29"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1039号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(上村瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 39' 08" E 129° 39' 33"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1040号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(早崎のまい瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 28" E 129° 39' 27"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1041号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(早崎)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 33" E 129° 39' 27"	なし	薩摩川内市下甌町手打

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第1042号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町手打地先(赤瀬)	点イを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点イ N 31° 39' 36" E 129° 39' 35"	なし	薩摩川内市下甌町手打
鹿共第1043号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町片野浦地先(飛瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 40' 02" E 129° 40' 29"	なし	薩摩川内市下甌町片野浦
鹿共第1044号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町片野浦地先(凧張)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 05" E 129° 40' 38"	なし	薩摩川内市下甌町片野浦
鹿共第1045号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(双子)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 05" E 129° 41' 09"	なし	薩摩川内市下甌町片野浦
鹿共第1046号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(ハナレ)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 41' 28" E 129° 41' 13"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1047号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(黒瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 38" E 129° 41' 29"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1048号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(コトカ針)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 59" E 129° 41' 23"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1049号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(沖瀬)	チョウ瀬の最大高潮時海岸線とその沖合30メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1050号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(針)	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 22" E 129° 41' 48" 点イ N 31° 42' 22" E 129° 41' 49" 点ウ N 31° 42' 20" E 129° 41' 43" 点エ N 31° 42' 21" E 129° 41' 44"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第1051号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(神合)	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 47" E 129° 42' 01" 点イ N 31° 42' 46" E 129° 42' 00" 点ウ N 31° 42' 41" E 129° 42' 04" 点エ N 31° 42' 41" E 129° 42' 03"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1052号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(浦瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 00" E 129° 41' 53"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1053号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(船瓦)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 43' 02" E 129° 41' 58"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1054号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(下/鎌之柄)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 24" E 129° 42' 25"	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1055号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(立髪)	立髪の最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦
鹿共第1056号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甌町瀬々野浦地先(大カ)	大カブ瀬の最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内市下甌町瀬々野浦